山口県	周南市大字須々万本郷の区域
徳島県	吉野川市山川町若宮及び板野郡板野町川端の区域
香川県	高松市庵治町及び三豊市高瀬町下勝間の区域
愛媛県	今治市朝倉上、伊予郡砥部町宮内及び南宇和郡愛南町内泊の区域
高知県	四万十市有岡及び安芸郡田野町字木ノ下の区域
福岡県	久留米市田主丸町田主丸、宗像市公園通り三丁目及び朝倉市杷木久喜宮の区域
長崎県	諫早市鶴田町及び西彼杵郡長与町岡郷の区域
熊本県	山鹿市鹿本町御宇田及び宇土市走潟町の区域
大分県	由布市庄内町大龍及び国東市安岐町向陽台の区域
宮崎県	宮崎市佐土原町西上那珂及び同市清武町今泉の区域
鹿児島県	垂水市牛根境及び伊佐市菱刈花北の区域
沖縄県	国頭郡恩納村字瀬良垣及び同郡恩納村字名嘉真の区域

○国土交通省告示第千五百号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則（昭和五十八年運輸省令第三十九号）第一条の二十三第一項第三号の規定に基づき、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第一条の二十三第一項第三号の船舶を定める告示を次のように定める。

平成二十四年十二月二十八日　国土交通大臣　太田　昭宏

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第一条の二十三第一項第三号の船舶を定める告示

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則（以下「検査規則」という。）第一条の二十三第一項第三号の国土交通大臣が定める船舶は、第二議定書（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十九条の十七第一項に規定する第二議定書をいう。）によって改正された千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書によって修正された同条約附属書Ⅵ第二規則第二十五項から第三十五項までに規定する船舶以外の船舶（検査規則第一条の二十三第一項第一号及び第二号に掲げる船舶を除く。）とする。

附　則

この告示は、平成二十五年一月一日から施行する。

○国土交通省告示第千五百一号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令（昭和五十八年運輸省令第三十八号）第三十一条、第四十四条第七項及び第四十五条第二項並びに海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則（昭和五十八年運輸省令第三十九号）第一条の五の六の規定に基づき、海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書に関する技術上の基準等に関する省令第三十一条の有害液体物質を定める告示等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十四年十二月二十八日　国土交通大臣　太田　昭宏

附　則

この告示は、平成二十五年一月一日から施行する。

○国土交通省告示第千五百二号

危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）の規定に基づき、船舶による危険物の運送基準等を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十四年十二月二十八日　国土交通大臣　太田　昭宏

船舶による危険物の運送基準等を定める告示の一部を改正する告示

船舶による危険物の運送基準等を定める告示（昭和五十四年運輸省告示第五百四十九号）の一部を次のように改正する。

別表第十三可燃性物質の項シードケーキ（植物油を含有するもの）（ｂ）ＵＮ１３８６（溶剤抽出法及び圧搾法による採油後の種子であつて、油の含有率が10質量％以下のもの又は水と油の含有率が20質量％以下（水の含有率が10質量％を超える場合に限る。）のもの）の項積載の方法の欄第十三号及びシードケーキＵＮ２２１７（植物油を含有するもの）（油の含有率が1.5質量％以下で水の含有率が11質量％以下のもの）（採油後の大豆かすであつて、油の含有率が1.5質量％以下で水の含有率が11質量％以下であり、かつ、引火性溶剤を含有しないものを除く。）の項積載の方法の欄第十二号中「溶剤蒸気」の上に「前号の規定にかかわらず、」を「場合は」の下に「、火災が明らかになるまで」を加える。

海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書に関する技術上の基準等に関する省令第三十一条の有害液体物質を定める告示等の一部を改正する告示

（海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書に関する技術上の基準等に関する省令第三十一条の有害液体物質を定める告示の一部改正）

第一条　海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書に関する技術上の基準等に関する省令第三十一条の有害液体物質を定める告示（平成六年運輸省告示第百二十三号）の一部を次のように改正する。

題名及び本則中「海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書に関する技術上の基準等に関する省令」を「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令」に改める。

（大気汚染防止検査対象設備の技術上の基準を定める告示の一部改正）

第二条　大気汚染防止検査対象設備の技術上の基準を定める告示（平成十七年国土交通省告示第百二十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書に関する技術上の基準等に関する省令」を「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令」に改める。

（海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則第一条の五の六の用途を定める告示の一部改正）

第三条　海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書等の検査等に関する規則第一条の五の六の用途を定める告示（平成十七年国土交通省告示第百二十一号）の一部を次のように改正する。

題名及び本則中「海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則」を「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則」に改める。

附　則

この告示は、平成二十五年一月一日から施行する。

○国土交通省告示第千五百二号

危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）の規定に基づき、船舶による危険物の運送基準等を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十四年十二月二十八日　国土交通大臣　太田　昭宏

船舶による危険物の運送基準等を定める告示の一部を改正する告示

船舶による危険物の運送基準等を定める告示（昭和五十四年運輸省告示第五百四十九号）の一部を次のように改正する。

別表第十三可燃性物質の項シードケーキ（植物油を含有するもの）（ｂ）ＵＮ１３８６（溶剤抽出法及び圧搾法による採油後の種子であつて、油の含有率が10質量％以下のもの又は水と油の含有率が20質量％以下（水の含有率が10質量％を超える場合に限る。）のもの）の項積載の方法の欄第十三号及びシードケーキＵＮ２２１７（植物油を含有するもの）（油の含有率が1.5質量％以下で水の含有率が11質量％以下のもの）（採油後の大豆かすであつて、油の含有率が1.5質量％以下で水の含有率が11質量％以下であり、かつ、引火性溶剤を含有しないものを除く。）の項積載の方法の欄第十二号中「溶剤蒸気」の上に「前号の規定にかかわらず、」を「場合は」の下に「、火災が明らかになるまで」を加える。